

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
〔法人にあって〕
は代表者氏名〕
電話

除害施設計画(変更)確認申請書

野田市下水道条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 その他()
設置場所	野田市
事業場の名称	
業種	
作業時間	時 分～ 時 分
面積	敷地 m ² 建物 m ²
処理方法	
施工者 (指定工事店)	指定番号第 号 住所又は所在地 氏名又は名称 (法人にあっては 代表者氏名) 電話
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

※除害施設及び主要機械又は装置の配置を記載した全体計画配置図(任意図面)を添付し、
凡例(●事業場 △除害施設 ◎公共汚水柵 ○宅地内汚水柵)により図示すること。

○野田市下水道条例による水質基準

排水項目	量	平均 m ³ /日		最大 m ³ /日		
		単位	許容限度	原水	処理水	完了後
温度	度	℃	45未満			
水素イオン濃度	濃度	pH	5を超え9未満			
生物化学的酸素要求量	量	mg/L	600未満/5日間			
浮遊物質	量	mg/L	600未満			
ノルマルヘキサン抽出物	量	mg/L	5以下			
動植物油類	量	mg/L	30以下			
窒素消費量	量	mg/L	220未満			
窒素	量	mg/L	60未満			
りん	量	mg/L	8未満			

※千葉県「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」により、上記基準より厳しい場合は県条例の数値を基準値とする。(野田市下水道条例第9条2項)

○下水道法施行令第9条の4第1項（第1号～第34号）の基準値

項 目	単 位	許 容 限 度	原 水	処 理 水	完 了 後
1. 重金属・無機系					
カドミウム及びその化合物	mg/L	Cd0.03以下			
鉛及びその化合物	mg/L	Pb0.1以下			
六価クロム化合物	mg/L	Cr(VI)0.2以下			
砒素及びその化合物	mg/L	As0.1以下			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	水銀として Hg0.005以下			
アルキル水銀化合物	---	不検出			
セレン及びその化合物	mg/L	Se0.1以下			
銅及びその化合物	mg/L	Cu3以下			
亜鉛及びその化合物	mg/L	Zn2以下			
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	Fe10以下			
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	Mn10以下			
クロム及びその化合物	mg/L	Cr2以下			
2. シアン・有機リン等					
シアン化合物	mg/L	CN1以下			
有機燐化合物	mg/L	1以下			
3. PCB					
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下			
4. 揮発性有機塩素化合物等(有機溶剤)					
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下			
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下			
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下			
四塩化炭素	mg/L	0.02以下			
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下			
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下			
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.02以下			
5. 農薬等					
ベンゼン	mg/L	0.1以下			
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下			
フェノール類	mg/L	5以下			
チウラム	mg/L	0.06以下			
シマジン	mg/L	0.03以下			
チオペンカルブ	mg/L	0.2以下			
6. ほう素・ふっ素の放流先：流域下水道の放流先(海域)					
ほう素及びその化合物	mg/L	230以下			
ふっ素及びその他の化合物	mg/L	F15以下			
7. アンモニア等(アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100以下			

※該当項目のみ記入をすること。